

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（口（略） ハ <u>果実</u>（消費者庁長官が定めるものに限る。） 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>	<p>第一条（第七十九条（略） 様式第一号（様式第十五号（略） 別表第一（別表第二（略） 別表第三（第二十一条関係） 一（十（略） 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの イ（口（略） ハ <u>かんきつ類、バナナ</u> 十二（十四（略） 別表第四（別表第十七（略）</p>

消費者庁告示第 号

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第三第十一号八の規定に基づき、消費者庁長官が定める果実を次のように定める。

平成 年 月 日

消費者庁長官 福嶋 浩彦

食品衛生法施行規則別表第三第十一号八の規定により消費者庁長官が定める果実

第一条 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表第三第十一号八に規定する果実は、

次のとおりとする。

- 一 あんず
- 二 おうとう
- 三 かんきつ類
- 四 キウイ
- 五 ざくろ

六 すもも

七 西洋なし

八 ネクタリン

九 バナナ

十 びわ

十一 マルメロ

十二 もも

十三 りんご

附則

この告示は、公布の日から施行する。